

毎週火・金曜日発行

# 秋田県公報

## 目 次

公告	ページ
平成十七年度屋外広告物講習会の実施(七六八・都市計画課)	1
道路の供用開始(七六九・道路課)	1
公告	
土地改良事業工事の完了の届出(北秋田地域振興局農林部)	2
特定調達契約に係る落札者の決定(管財課)	2
選挙管理委員会告示	
選挙権を有する者の総数の五十分の一の数及び三分の一の数(一五六)	3
各選挙区における選挙権を有する者の総数の三分の一の数(一五七)	3

## 告 示

秋田県告示第七百六十八号  
 秋田県屋外広告物条例(昭和四十九年秋田県条例第二十号)第十九条第一項の規定により、次のとおり屋外広告物に関する講習を実施するので、秋田県屋外広告物条例施行規則(昭和四十九年秋田県規則第十五号)第二十一条第三項の規定に基づき、告示する。

平成十七年九月二十日

秋田県知事 寺 田 典 城

### 一 講習の日時及び場所

#### (一) 日時

第一日 平成十七年十一月一日(火)午前九時十五分から午後五時まで

第二日 平成十七年十一月二日(水)午前九時から午後四時四十分まで

#### (二) 場所

秋田市山王一丁目三番二十五号 秋田市役所自治研修センター(研修棟)

### 二 講習の内容及び時間

屋外広告物に関する法令に関する事項 五時間

屋外広告物の表示の方法に関する事項 四時間

屋外広告物の施工に関する事項 三時間

### 三 受講申込書の交付

期間 平成十七年九月二十日(火)から同年十月十七日(月)まで

(二) 場所  
鹿角市花輪字六月田一番地 鹿角地域振興局建設部用地課  
北秋田市鷹巣字東中袋七十六番地の一 北秋田地域振興局建設部用地課  
能代市御指南町一番十号 山本地域振興局建設部用地課

秋田市山王四丁目一番二号 秋田地域振興局建設部用地課

由利本荘市水林三百六十六番地 由利地域振興局建設部用地課

大仙市大曲上栄町十三番六十二号 仙北地域振興局建設部用地課

横手市旭川一丁目三番四十一号 平鹿地域振興局建設部用地課

湯沢市千石町二丁目一番十号 雄勝地域振興局建設部用地課

(郵送により交付を求めるときは、封筒の表面に「申込書請求」と朱書きすることともに、宛先を明記し、八十円切手を貼付した返信用封筒を同封すること。)

四 受講申込書の受付

#### (一) 期間及び時間

秋田県の休日を含め、平成元々秋田県条例第二十九号(第一条第一項に規定する県の休日を除き、平成十七年九月二十日(火)から同年十月十七日(月)までの午前九時から午後五時まで(郵送による場合には、必ず「簡易書留」とし、受付締切日までの消印があるものに限り受け付ける。)

#### (二) 場所

三(二)に掲げる場所(郵送による場合には、秋田市山王四丁目一番一号 建設交通部都市計画課)

五 講習手数料

額 四千元

(二)(一) 納付方法 受講申込みの際、秋田県証紙により納付すること。

六 講習についての問い合わせ先 建設交通部都市計画課(電話番号 〇一八 八六〇 二四四二)

秋田県告示第七百六十九号

1

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。  
平成十七年九月二十日

一 供用開始の区間

秋田県知事 寺 田 典 城

道路の種類	路線名	区 間
県 道	秋田雄和本荘線	秋田市雄和相川字上野四四四番一地从先から 字源八沢二五番一地从先まで

二 供用開始の期日 平成十七年九月二十日  
三 供用開始の区間を表示した図面を縦覧する場所及び期間

(二)(一) 場所 建設交通部道路課  
期間 平成十七年九月二十日から同年十月三日

公 告

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第百十三条の二第一項の規定により、大館市下川沿土地改良区から土地改良事業（深堀堰地区単小規模土地改良事業）に係る工事が平成十七年八月二十二日完了した旨の届出があったので、同条第二項の規定に基づき、公告する。  
平成十七年九月二十日

秋田県知事 寺 田 典 城

特定調達契約について次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成十七年政令第三百七十二号）第十一条の規定に基づき、公示する。  
平成十七年九月二十日

秋田県知事 寺 田 典 城

- 一(一) 落札に係る物品の名称及び数量
- 一(二) ローター除雪車（二・二メートル級） 二台
- (二) 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
出納局管財課 秋田市山王四丁目一番一号
- (三) 落札者を決定した日

平成十七年八月二十九日  
落札者の名称及び住所

(四) 株式会社カワサキマシシステムズ 北東北支店 秋田営業所

秋田市川尻大川町一 三十三

(五) 落札金額

五千三百九十七万円

(六) 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

(七) 一般競争入札の公告を行った日

平成十七年七月十二日

落札に係る物品の名称及び数量

(一) 除雪グレーダ（四メートル級） 三台

(二) 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

出納局管財課 秋田市山王四丁目一番一号

(三) 落札者を決定した日

平成十七年八月二十九日

(四) 落札者の名称及び住所

東北建設機械販売株式会社 秋田支店 秋田市川尻町字大川反二百三十三 九

(五) 落札金額

六千三百六十三万円

(六) 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

(七) 一般競争入札の公告を行った日

平成十七年七月十二日

(一) 落札に係る物品の名称及び数量

小型除雪車（一・三メートル級） 三台

(二) 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

出納局管財課 秋田市山王四丁目一番一号

(三) 落札者を決定した日

平成十七年八月二十九日

(四) 落札者の名称及び住所

株式会社カワサキマシシステムズ 北東北支店 秋田営業所

秋田市川尻大川町一 三十三

(五) 落札金額

落札金額

選挙管理委員会告示

秋選管告示第百五十六号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第七十四条、第七十五条、第七十六条、第八十一条及び第八十六条並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和三十一年法律第百六十二号)第八条の規定による選挙権を有する者の総数の五十分の一の数及び三分の一の数(その総数が四十万を超える場合には、その超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数)は、次のとおりである。

平成十七年九月二十日

秋田県選挙管理委員会委員長 田 中 伸 一

五十分の一の数 一九、二三〇  
三分の一の数 二二六、九一七

- (六) 三千七百六十四万二千五百円  
契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- (七) 一般競争入札の公告を行った日  
平成十七年七月十二日
- (一) 落札に係る物品の名称及び数量  
凍結防止剤散布車(三トン級) 五台
- (二) 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
出納局管財課 秋田市山王四丁目一番一号
- (三) 落札者を決定した日  
平成十七年八月二十九日
- (四) 落札者の名称及び住所  
北日本TCMイワフジ株式会社 秋田支店  
秋田市寺内字神屋敷二百九十五 六十二
- (五) 落札金額  
六千六百八十八万五千円
- (六) 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- (七) 一般競争入札の公告を行った日  
平成十七年七月十二日

秋選管告示第百五十七号  
地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第八十条の規定による選挙区における選挙権を有する者の総数の三分の一の数(その総数が四十万を超える場合には、その超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数)は、次のとおりである。  
平成十七年九月二十日

選挙区別

秋田市	八四、九五六
能代市	一四、六五六
横手市	一〇、九四三
大館市	一七、九九八
本荘市	一一、一五五
男鹿市	八、二八八
湯沢市	九、三〇九
大曲市	一〇、六一八
鹿角市鹿角郡	一一、四七四
北秋田郡	一七、七九三
山本郡	一三、二一五
南秋田郡	一九、八四八
河辺郡	五、二〇二
由利郡	二〇、七〇八
仙北郡	三一、五七七
平鹿郡	一八、三四八
雄勝郡	一一、四一八

秋田県選挙管理委員会委員長 田 中 伸 一

発行者

秋田県

秋田市山王四丁目一番一号

購読料金

一月三千六百七十五円(税込)

印刷所

印刷者

秋田市山王七丁目五番二十九号  
株式会社 松原印刷社  
電話(0862)876600  
FAX(0863)000505  
E-mail:matsubara@matsubarainatsu.co.jp  
秋田市山王七丁目五番二十九号  
松原繁雄